

集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の創設に関する意見書

全国の消費生活相談の件数は、ここ数年、年間 100 万件程度で推移し、依然として高い水準が続いている。これらの消費者被害事案は同種の被害が多発する一方、事業者と消費者の間には情報量や交渉力等に格差があり、個々の消費者が訴訟等により被害を回復するには、相応の費用や労力を要する。

また、現在の消費者団体訴訟制度は、適格消費者団体が事業者に対し差止請求をすることにより、被害の未然防止・拡大防止は図られるものの、消費者に代わって損害賠償請求をすることはできないため、必ずしも消費者の被害救済には結び付かないという課題がある。

そこで、消費者が有する法的請求権の実効性を確保する観点から、消費者庁では、新たな制度の創設を目指し、現在、法案提出の準備を進めているところである。

新制度案は、多数の消費者の請求権を束ねて訴訟を迫るものであり、具体的には、訴訟手続を二段階に区分し、一段階目の手続で特定適格消費者団体が事業者に対し共通義務確認の訴えを起し、これが認められた場合、二段階目の手続として個々の消費者が簡易確定手続に加入することにより消費者の債権が確定し、被害回復の実効性を確保しようとするものである。請求権を束ねて提訴することにより、費用・労力の面で消費者の負担が軽減されるとともに、多数の消費者の紛争解決が図られる画期的な制度である。

よって、国においては、消費者被害救済のため、下記の事項を実現されるよう強く求める。

記

- 1 集団的消費者被害回復に係る訴訟制度について、国会での審議、議決を経て、早期にその創設を図ること。
- 2 同制度の実効性を確保する観点から、手続追行主体となる特定適格消費者団体への必要な支援を具体化すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 10 月 11 日

福 井 県 議 会